

議案第70号

飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う改正

飛驒市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

飛驒市固定資産評価審査委員会条例（平成16年飛驒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号) <u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号) <u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>以下 略</p>

飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う改正

2 改正の内容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）が改正され、同法律名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」へと改正されたこと及び当該条例において引用する規定の条項番号が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。 （第6条関係）

3 施行日 公布の日